

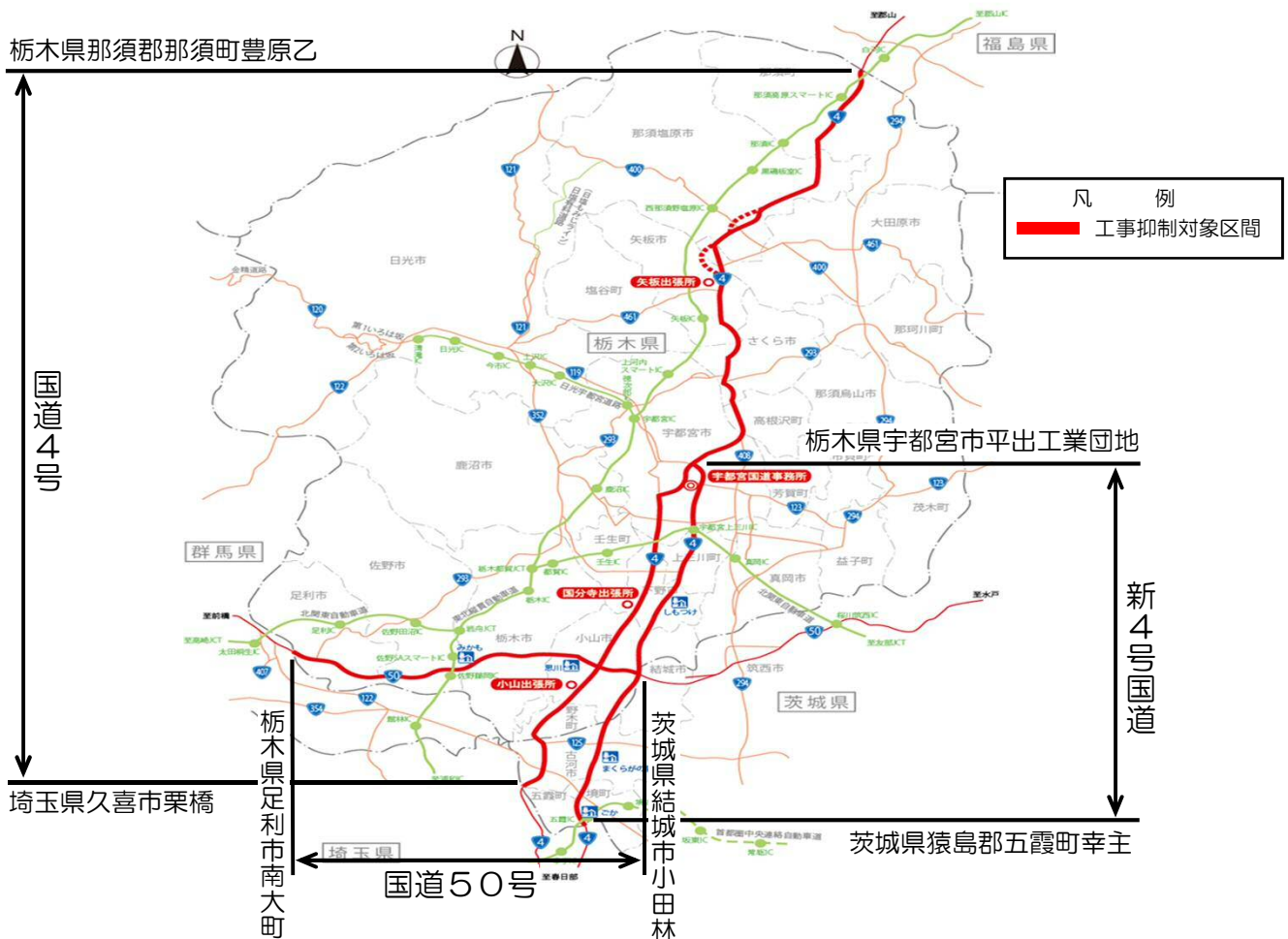
# 年度末における路上工事抑制のお知らせ

宇都宮国道事務所が管理する国道4号・新4号国道・国道50号の全線において、交通渋滞の緩和や円滑な道路交通を確保するために、繁忙期である年度末は、交通規制を伴う路上工事を抑制します。

【工事抑制期間】 **平成28年 3月 1日(火)から  
平成28年 3月 31日(木)まで**

【抑制対象工事】 **交通規制を伴う工事**

【対象区間】 **国道4号・新4号国道・国道50号(下図参照)**



★なお、緊急的な作業や規制を伴わない工事は実施する場合があります。

- ① 経常的な維持作業（道路管理上やむを得ない作業、除雪など）
- ② 常設作業帯内の工事及び交通規制を伴わない工事
- ③ 道路の損傷、水・ガス漏れなどに対する緊急工事
- ④ 安全確保の観点でやむを得ない工事（交通事故に伴う損傷復旧工事など）
- ⑤ ライフライン（電力・通信など）の供給または取替工事等により、やむを得ないと認められるもの
- ⑥ 道路施設の点検等でやむを得ないと認められるもの

★問い合わせ先：宇都宮国道事務所 管理第二課（TEL 028-638-2181）